

ガイドライン対応サポートアカデミーパッケージ 利用約款

エムオーテックス株式会社

第1条（本約款）

1. エムオーテックス株式会社（以下「当社」という）は、当社の販売代理店（以下「販売代理店」という）を通じて、当社が提供するガイドライン対応サポートアカデミーの利用権（以下「本パッケージ」という）を販売し、本パッケージの購入者（以下「利用者」という）に対し、本書（本「パッケージ権利書 兼 パッケージ仕様書」のことをいい、以下同じとする）に定める利用期間中、本約款に基づき本パッケージの利用を許諾する。なお、本パッケージの内容の詳細は、本書の提供要綱及び提供条件（以下「提供要綱」という）の該当箇所に定めるとおりとする。
2. 本約款、提供要綱、第2条に定める方法に従い成立する利用契約（以下「利用契約」といい、本約款、提供要綱と合わせて、以下「利用契約等」という）のそれぞれの内容に関して齟齬がある場合、利用契約の内容を優先し、次に提供要綱、本約款の順に、それぞれの内容を優先して適用する。
3. 利用者は、利用契約等に定める内容を誠実に遵守するものとする。

第2条（利用契約）

1. 本パッケージの利用契約は、利用者が本約款の内容を承諾の上、当社所定の方法に従い、販売代理店を通じて当社に本パッケージの利用申込を行い、当社がこれを承諾した場合、または、当社が利用申込を受領後、当社の10営業日以内に利用者に対し何らの意思表示もしない場合、のいずれか早いときに、利用者と当社の間において成立するものとする。なお、利用者は本パッケージの利用申込を行った場合、本約款の内容を異議なく承諾したものとみなされるものとし、また利用申込の撤回はできないものとする。
2. 当社は、次の各号の何れかに該当する場合、本パッケージの利用申込を承諾しないことがある。また、当社は、利用契約の成立後であっても、次の各号の何れかに該当することが判明した場合、当該利用契約をいつでも解除できるものとする。
 - ①申込書に虚偽・誤記、または記入漏れがあると判断される場合
 - ②迷惑行為や犯罪行為等を意図した申込と認められる場合
 - ③利用料金の未払い、またはその恐れがあると判断される場合
 - ④過去に当社が提供する他のサービスの利用契約を解除されたことがある場合
 - ⑤他の利用者に対し迷惑その他悪影響を及ぼすと当社が判断する場合
 - ⑥提供において技術上または業務上の支障があると当社が判断する場合
 - ⑦利用契約の締結が適当ではないと当社が判断する場合
3. 利用者は、本パッケージを、利用期間の開始日より利用できるものとする。なお、当社が利用期間の開始日を決定するにあたり、当社は、当社の判断により、事前に利用者との協議を行い必要な調整を行う場合があるものとする。
4. 第3項により、本パッケージの利用期間の開始日が、利用者の利用開始希望日を越えたことにより、何らかの損害を被った場合といえども、当社は何らの責任も負わないものとする。

5. 利用者は、本約款に別段の定めがある場合を除き、利用期間中に利用契約の解約を行うことはできないものとする。

第3条（提供内容等）

1. 本約款に基づき当社が提供する本パッケージの内容は提供要綱に定めるとおりとする。なお、提供内容として定めていないものや提供要綱の「範囲外事項」に定めるものについては、本約款に基づく本パッケージの提供範囲外とし、当社は、当該内容に関して対応する義務を負わないものとする。
2. 当社の対応窓口は、提供要綱に定めるとおりとする。なお、提供要綱に定める対応窓口を変更する場合、利用者に対して書面にて速やかに通知するものとする。
3. 利用者は、当社が本パッケージを提供するために必要な協力を行うものとする。
4. 当社は、本パッケージの提供に関する業務の一部を当社の責任において第三者に再委託することができる。

第4条（作業時間）

当社は、提供要綱に定める対応時間において本パッケージの提供を行うものとする。

第5条（料金）

利用者は、利用者と販売代理店との契約条件に従い、本パッケージの購入代金（以下「利用料金」という）を販売代理店に支払うものとする。なお、利用者が支払った利用料金は、返還されないものとする。

第6条（相殺）

当社は、当社が利用者に対して負担する金銭債務と、利用者が当社に対して負担する金銭債務とを、当該債務の弁済期の如何にかかわらず、いつでも当社から利用者へ通知することにより対当額にて相殺することができる。ただし、利用者と販売代理店との間の金銭債務等の相殺については、利用者と販売代理店との契約条件に従うものとする。

第7条（前提事項、責任範囲）

1. 利用者は、次に掲げる事項を了承し、これに同意の上、本パッケージを利用するものとする。
 - ①当社は、本パッケージの提供により利用者に対して何らかの成果や利益が生じることを保証するものではないこと。
 - ②当社は、利用者からの質問を受け付け、またアドバイスをする場合があるが、その内容に誤りがないことや、アドバイスに従って業務をすることで成果があがることを保証するものではないこと。
 - ③当社は、本パッケージに係る情報の正確性及び品質について最善を尽くすものの、当社が提供する情報が常に正しく全てのものに有効であるとは限らないこと。
 - ④当社は、本パッケージが利用者の特定の目的に適合すること、期待する効能、有用性を有することについて、明示または黙示を問わず何ら保証するものではないこと。
3. 利用者及び当社は、利用契約等の遂行に際し、自らの責めに帰すべき事由により相手方に対し損害を与えた場合、相手方と協議の上、相手方が被った通常生じる直接の損害を賠償しなければならない。この場合において、利用者及び当社が賠償する範囲は、当該損害が自らの故意または重大な過失に起因する場合を除き、当該利用契約等に関して利用者が支払うべき利用料金相当額を上限とする。

4. 当社は、いかなる場合においても、当社の責に帰すことのできない事由から生じた損害、特別損害、逸失利益、データ・プログラムの滅失・毀損など無体物の損害及び第三者（利用者の顧客を含む）からの損害賠償請求に基づく利用者の損害について、自らに故意または重過失がある場合を除き、責任を負わない。
5. 当社は、利用者が本パッケージを利用することにより利用者と他の利用者または第三者との間において生じた紛争等について、責任を負わないものとする。

第8条（中断、停止）

1. 当社は、次の各号の事由のいずれかに該当する場合、利用者への事前の通知を要することなく、本パッケージの提供を中断することができるものとします。
 - ①本パッケージの提供に使用する当社の機器・設備等について、故障、障害に対する保守、復旧作業を行う場合
 - ②天災地変、火災、ストライキ、戦争、内乱、感染症の流行その他の不可抗力または当社の責に帰すことのできない事由により、本パッケージの提供を中断せざるを得ない場合
 - ③その他運用上または技術上の理由でやむを得ないと当社が判断した場合
2. 当社は、利用者が次の各号の事由のいずれかに該当する場合、利用者への事前の通知を要することなく、本パッケージの一部または全部の提供を停止することができるものとします。
 - ①利用者が利用契約等に違反したとき。
 - ②利用者が利用規約等に違反するおそれがあり、当社がやむを得ないと判断したとき。
3. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本パッケージを提供できなかったことに関して利用者または第三者が損害を被った場合であっても、責任を負わないものとする。

第9条（秘密保持）

1. 利用者及び当社は、利用契約等の履行により知り得た相手方の業務上または技術上の秘密情報、並びに個人情報の保護に関する法律で定義された個人情報（以下併せて「秘密情報」という）の取扱いについて、次の定めを遵守する。
 - ①秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって保管すること。
 - ②秘密情報を利用契約等の履行のためにのみ使用するものとし、相手方の事前の書面による承諾を得た場合または本約款に明示している場合を除き、利用契約等の目的を達成するために知る必要のある自社の役員・従業員以外の第三者に開示若しくは漏洩しないこと。
 - ③前号の定めにかかわらず、官公庁若しくは法律の要請により秘密情報の開示を求められた場合については、当該求めに応じて秘密情報を開示することができる。ただし、開示にあたっては可能な限り事前に相手方に通知し、相手方が当該要請に対応するための機会を設けるものとする。
 - ④相手方の承諾がない限り、利用契約等を遂行する目的を超えて、秘密情報の複製、改変を行わないこと。
 - ⑤利用契約が終了した場合または相手方が要求した場合には、秘密情報をすみやかに相手方に返却、または相手方の指示に従い破棄の上、相手方からの要求がある場合は、破棄したことを証する書面を提出すること。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは秘密保持の対象から除外する。ただし、個人情報については、この限りではない。
 - ①相手方から開示を受けた際に既に知得していたもの
 - ②相手方から開示を受けた際に既に公知であったもの
 - ③相手方から開示を受けた後に自らの責によらないで公知になったもの
 - ④正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手したもの
 - ⑤相手方から開示された秘密情報によらず独自に開発したもの

第 10 条（利用者情報の取扱い）

1. 当社は、本パッケージの提供を通じて得られた利用者に関する情報（チェックシート入力内容、カウンセリングサービスがある場合のカウンセリング結果を含み、以下「利用者情報」という）を善良な管理者の注意をもって管理し、本条その他の別段の定めがある場合を除き、利用者の書面等による承諾を得ることなく、本パッケージの提供以外の目的のために利用または複製し、その他第三者に利用させ、開示し、もしくは漏洩しないものとする。
2. 当社は、利用者情報を以下に定める目的のために利用することがある。なお、第 3 号及び第 4 号の目的のために必要な場合は、利用者情報を販売代理店に開示し、または利用させることができるものとする。
 - ①本パッケージの提供
 - ②当社の製品・サービスの品質等の改善または新たな製品・サービスの開発
 - ③当社または販売代理店（利用者の直接の購入先に限る。本項において同じ）が提供または販売するサービス等の紹介、提案
 - ④当社または販売代理店の各種イベント、キャンペーン等の案内

第 11 条（権利義務の譲渡等）

利用者及び当社は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、利用契約等に基づく権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、担保に供する等の処分を行わないものとする。

第12条（知的財産権）

本パッケージに関する知的財産権(コンテンツその他の著作物の著作権を含むがこれに限らない)は、全て当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属するものとする。利用者は、本パッケージの利用の目的の範囲を超えて利用することはできないものとする。

第 13 条（約款の変更）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき、本約款の内容を適宜変更できるものとする。本約款が変更された後の利用契約は、変更後の本約款が適用されるものとする。
 - ①本約款の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合
 - ②本約款の変更が利用契約を締結した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の規定の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合
2. 当社が本約款の変更を行う場合、変更後の本約款の効力発生日を定め、変更後の本約款の内容及び効力発生日を適切な方法により利用者に通知するものとする。なお、当該変更が利用者の一般の利益に適合しない場合は、効力発生日の 2 週間前までに、当社が定める方法により利用者に通知するものとする。
3. 前項の通知後、効力発生日までに利用者から利用契約を解約する旨の通知が当社になされなかった場合、当社は、利用者が本約款の変更に同意したものとみなし取り扱うものとする。

第 14 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者及び当社は、自らが次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、また将来にわたっても該当しないことを保証する。
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者・関係企業、総会屋、社会運動・政治運動標ぼうゴロ、その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）のいずれかに該当すること

- ②反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等であること
 - ③反社会的勢力に資金を提供し、または便宜を供与するなどの関係があること
 - ④反社会的勢力と社会的に非難される関係にあること
2. 利用者及び当社は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを表明し、また将来にわたっても行わないことを保証する。
- ①暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ②脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ③風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - ④その他前各号に準ずる行為

第15条（禁止事項）

1. 利用者は、本パッケージの利用にあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとする。
- ①第三者に本パッケージを利用させる行為
 - ②利用者に発行された本パッケージのID、パスワード、受講用URLを第三者に漏洩、貸与及び譲渡する行為
 - ③本パッケージの全部または一部を基にしたサービス等を提供する行為
 - ④本パッケージにて提供するテキスト、動画、その他一切のコンテンツ（以下「本コンテンツ」という）の複製、頒布、転売、その他当社が提供した目的以外で利用する行為
 - ⑤当社の承諾なく本コンテンツを複製（撮影・録画・録音を含むがこれらに限らない）する行為
 - ⑥当社の承諾なく本パッケージの内容及び本コンテンツをインターネットや出版物等を通じ公表する行為
 - ⑦当社または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害し、または侵害するおそれのある行為
 - ⑧他の利用者、当社または第三者を誹謗中傷し、または名誉を棄損する行為、違法行為、公序良俗に反する行為
 - ⑨他の利用者、当社の講師または従業員への暴言、脅迫、嫌がらせ、迷惑行為
 - ⑩他の利用者、当社の講師または従業員が経済的・精神的損害、不利益を被る行為
 - ⑪SNSや各種Webサイト上で、他の利用者、当社または本パッケージに対する誹謗中傷や嫌がらせの書き込みなどを行う等、本パッケージの健全な運営を妨げる行為
 - ⑫その他、本パッケージの運営上、当社が不相当と判断する行為
2. 利用者は、前項に該当する行為に起因して当社または第三者に損害が生じた場合、本パッケージの利用終了後であっても、すべての法的責任を負うものとする。

第16条（契約の解除）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合には、何等催告なく利用契約の全部または一部を解除することができる。
- ①重大な過失または背信行為があった場合
 - ②第三者から仮差押、差押、仮処分、競売の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ③破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始を申立て、または申立てられた場合
 - ④解散または営業を廃止した場合
 - ⑤自ら振り出しまたは引き受けた手形、小切手の不渡りを1回でも出した場合等、資産、信用、支払能力など

に重大な変更を生じ、または生じるおそれがあると判断される場合

⑥故意または過失により相手方に重大な損害を与えた場合

⑦本約款の各条項（第 14 条（反社会的勢力の排除）及び第 15 条（禁止事項）を除く）のいずれかに違反し、相手方より相当の期間を定めて是正の催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に是正されない場合

⑧第 14 条（反社会的勢力の排除）または第 15 条（禁止事項）に違反した場合

2. 当社は、利用者が前項各号のいずれかに該当した場合には、前項による利用契約の解除の有無にかかわらず、利用者に対して当該事由により当社が被った損害の賠償を請求することができるものとする。
3. 利用者は、第 1 項各号のいずれかに該当した場合には、当社に対する債務につき当然に期限の利益を失い直ちに当社に対し当該債務を履行する責を負うものとする。

第17条（解約）

利用者及び当社は、60日前までに相手方に通知することにより、利用契約を解約することができる。なお、本条に基づき利用者が利用規約を解約した場合、当社または販売代理店は受領済みの利用料金を返還する義務を負わないものとし、また利用者から当社または販売代理店に対し利用料金の支払が完了していない場合、利用者は利用契約の解約日までに当該利用料金全額を販売代理店に支払わなければならない。

第 18 条（存続条項）

利用契約が終了した場合といえども、第 6 条、第 7 条、第 8 条第 3 項、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条第 2 項、第 16 条第 2 項、第 17 条なお書、本条、第 19 条、第 20 条に定める規定は、なお有効に存続するものとする。ただし、第 9 条の秘密情報（個人情報を除く）の秘密保持義務についての存続期間は利用契約終了後 3 年間とする。

第 19 条（管轄裁判所）

利用契約等に関して発生する紛争について第 21 条の協議によっても解決に至らない場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 20 条（準拠法）

本約款を含む利用契約等に関する解釈、適用については日本法を準拠法とします。

第 21 条（協議事項）

本約款に定めのない事項及び本約款の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、利用者及び当社は誠意をもって協議し円満解決するものとする。

以上
2024 年 12 月 16 日改訂
エムオーテックス株式会社